

日本学生支援機構給付奨学生採用候補者に係る推薦基準

岐阜県立東濃高等学校

以下の（１）～（４）の項目に該当する者について、校長、教頭、生徒指導主事、進路指導主事、第３学年主任、当該生徒在籍クラス担任による選考委員会を開催し、本校割り当て人数の範囲内で、採用候補者を決定することとする。

（１）人物について（以下の各項目全てに該当すること）

- ①上級学校への進学を強く希望していること。
- ②校則を遵守し、高校生としてふさわしい生活態度を示している者。
- ③学校行事において、他の生徒と協力しながら積極的に参加していること。

（２）健康について

- ①修学に十分耐えられる健康状態であること。

（３）学力及び資質について（以下のいずれかの項目に該当すること）

- ①調査書における学習成績概評が、「A」（評定平均 4.3 以上）であること。
- ②部活動、生徒会活動、ボランティア活動において著しい成果をあげ、かつ学習成績概評が「B」（評定平均 3.5 以上）の者。ただし、（４）の③に該当する生徒は、評定平均 3.0 以上の者とする。

（４）家計について（以下のいずれかの項目に該当すること）

- ①奨学金申込年度において、生計を維持する者が市区町村民税を課されていないこと。（課税証明書に記載の所得割額が 0 円であること）
- ②生活保護を受給していること。
- ③ 18 歳時点で、以下の施設等に入所していること。
 - ア、児童養護施設（児童福祉法第 41 条に規定する施設）
 - イ、児童心理治療施設（同法第 43 条の 2 に規定する施設）
 - ウ、児童自立支援施設（同法第 44 条に規定する施設）
 - エ、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同放題 6 条の 3 第 1 項に規定する事業を行う者）
 - オ、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する事業を行う者）
 - カ、里親（同法第 6 条の 4 に規定する者）

平成 29 年度候補者より、上記基準により選考するものとする。